

市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 当該事案の概要

令和7年8月、市内中学校に在籍する男子生徒（以下、「対象生徒」という。）は、部活動の遠征の宿泊先において、入浴中、生徒Aに対象生徒の陰部を含む裸の写真（以下、「当該画像」という。）を撮られるとともに、当該画像を拡散させられた。また、生徒Aから当該画像を受け取った生徒B及び生徒Cは、当該画像を友人に送信した。

これらのことから、対象生徒が、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるものとして、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項第1号に規定された重大事態（以下、「生命心身財産重大事態」という。）として調査を行ったものである。

第2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策組織の構成員のうち、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、学級担任、学年代表を調査委員とするほか、教育委員会職員、市職員、心理士及び弁護士の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織において調査を行った。

調査期間は令和7年10月23日（木）から令和8年2月10日（火）までである。

第3 いじめの定義等

法第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象生徒に対するいじめを行ったとされる生徒の行為について、学校は、いじめ事案と認知し、対処を開始していたが、本調査においては、前述の法の定義に基づき、改めていじめに該当するか検討した。

第4 事実経過を踏まえた検証

対象生徒が訴えた次の2件の行為について、事実関係等の調査を行った。

(1) いじめの有無

① 行為1（生徒Aから裸の写真が撮られるとともに、当該画像を拡散された）

令和7年9月、生徒Aは、学校が行った面談において行為1について認めているとともに、生徒Aが当該画像を他の生徒に送信したことをきっかけに、複数の生徒に拡散された。

行為1については、対象生徒が心身の苦痛を強く訴えていることから、いじめに該当する。

② 行為2（生徒B及び生徒Cによって、当該画像を他の生徒に送信された）

令和7年9月、生徒 C は、警察が行った聴き取りにおいて行為2について認めている。また、同年9月、生徒 B は、警察が行った聴き取りにおいて行為2について認めている。

行為2については、対象生徒が心身の苦痛を強く訴えていることから、いじめに該当する。

(2) いじめと対象生徒の重大な被害との関係性

対象生徒の裸の画像を撮影したことのほか、面白がって周囲に見せびらかせたり、制限なく複数の生徒に拡散したりする等、他者の心身に与える被害の重さを感じることができない人権意識及び倫理観の欠如が、重大な被害をもたらした原因であると考えられる。

学校は、対象生徒が、行為1及び行為2によって、周囲の生徒に対して疑念を抱いたり、学校生活に不安を感じたりするなど、精神に重大な被害が及んだため、重大事態であると判断した。

第5 当該事案に係る学校の対応について

(1) スマートフォンやSNS等の適切な利用についての指導の徹底

学校では、「生命の安全教育」を実施し、性に関するいじめが及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けることを目指している。また、「情報モラル教育」を実施し、スマートフォンやタブレット端末の望ましい使い方やSNSを利用する際の望ましいコミュニケーションの在り方について考える機会を確保している。

このような中、部活動内では、スマートフォンで相手の写真を撮るという風潮が蔓延していたとともに、行為1が起きた部活動の遠征に多くの生徒がスマートフォンを持参していた状況にあった。

これらのことを踏まえると、学校においては、大会直前のミーティングにおいて、改めてスマートフォンやSNSの適切な使用の仕方について指導するほか、自他を大切にすることについて考えさせることが必要だった。

第6 当該事案への対処及び再発防止策について

(1) 当該事案への対処について

ア 対象生徒の心のケアや安心した学校生活を送るための支援

＜具体的な取組＞

- ・安心して学校生活を送ることができるようにするため、学年所属教員を中心に授業中や休み時間における見守り活動を行う。
- ・心のケアのため、担任が放課後、教育相談を行う。

イ 生徒 A の抱える課題や背景等を踏まえた成長支援の観点からの指導や支援

＜具体的な取組＞

- ・自己の行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、継続的に指導する。
- ・家庭における指導の協力を促すため、生徒指導主事による教育相談結果について家庭連絡を行い、家庭と連携した指導を継続的に行う。

(2) 再発防止に向けた取組について

ア 学校においては、アンガーマネジメントや他者を思いやる心を育成することに取り組むことが重要である。特に、他者を思いやる心の育成に向けては、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

<具体的な取組>

- ・学校行事、課外授業、部活動の大会や遠征等で、生徒に端末等を携帯させる場合は、使用に関わる留意事項について事前指導を行い、事故の未然防止を図る。
- ・SNSの適切な利用については、情報教育の学校全体計画に基づき、各教科での指導や外部講師を活用した安全教室、生徒の自主的な活動を定期的実施し、その充実を図る。
- ・性に関する指導の学校全体計画に基づき、性の尊重と性的画像の送信・拡散が及ぼす心身への影響について学ぶ取組を実施し、被害及び加害行為を防ぐ判断力の育成を図る。

イ 学校においては、教職員が生徒の些細な変化に気付き、いじめを見逃すことなく、適切に対処することができるようにすること、必要に応じて関係機関と連携を図り対処する必要がある。

<具体的な取組>

- ・全教職員が学校いじめ基本方針に基づき対処することができるよう、校内研修を実施する。
- ・学校だけでの解決が困難な事案の対応に向け、警察や弁護士など、学校以外の関係機関や専門機関と連携する体制を構築する。
- ・いじめの未然防止、早期発見など保護者の責務について、学校だよりや参観日などを通じて啓発を図る。